

水産流通適正化制度に係る本道における取扱いの方向性について (市場関係者用)

北海道水産林務部水産経営課

1 取扱事業者が生じる義務等（市場関係者が必要な業務）

(1) 【**手続事務**】 行政庁への届出

- ・アワビ・ナマコの販売や加工を行う者が対象。
- ・取扱事業者の届出番号を入手等する手続。手続は一か月程度かかる見込み。
- ・法律が施行される令和4年（2022年）12月1日時点で届出完了が必要。

→ **【推奨】 令和4年（2022年）10月末までに eMAFF で電子申請**

(2) 【**日常業務**】 漁獲番号（又は荷口番号）の伝達

- ・採捕事業者や取扱事業者から通知された漁獲番号を販売先に伝達
- ・複数の漁獲番号が付された漁獲物を一つの荷口にする場合、一まとめにする荷口番号を発番できる。（取扱事業者の届出番号を含む16桁）

(3) 【**日常業務**】 取引記録の作成・保管（3年間）

- ・漁獲番号又は荷口番号が記載された伝票（納品書や請求書）等を保管。
- ・記録媒体は紙・電子を問わない。

2 市場（漁協開設を除く）へ漁獲物が持ち込まれた場合の漁獲番号の取扱い

道内のほとんどのアワビ・ナマコは、漁協を通じて消費地へ流通しています。

(1) 漁協から卸売市場へ持ち込まれる場合（大半はこちら）

- ・漁協が漁獲番号を発番（電算システムによる自動採番）、市場へ伝達

(2) 漁業者から卸売市場へ持ち込まれる場合

- ① 荷受した卸売事業者は、持ち込まれたアワビ・ナマコを荷口にまとめ、買受人等へ販売（卸売事業者が荷口番号を発番し、買受人等へ伝達）
- ② ①の卸売事業者は、漁業者ごとの荷受け情報を漁協へ伝達
- ③ 漁協が漁獲番号を発番（電算システムによる自動採番）
- ④ 漁協は当該荷口を構成する漁獲番号を①の卸売事業者へ伝達
- ⑤ 漁協と①の卸売事業者の双方で取引記録を保管

3 漁獲番号等の伝達方法

- ・取引先へ伝達する伝票（納品書や請求書）等に番号（16桁）を記載することで可。

4 水産流通適正化制度の周知について

- ・**取引先（とくに販売先）への制度の周知についてご協力をお願いします。**
- ・周知にあたっては、今回配布の啓発リーフレット（PDF ファイル）をご活用願います。